

会員登録および公認審判員資格検定会(審判員登録)について

① 会員登録について

- ・ 県協会からは、各個人に対して登録手続きの案内は行いません。(個人登録審判員は除く)
- ・ 新規登録／更新の希望者は、自己責任により、各市町協会／連盟に申し込むか、または個人で日本協会ウェブサイトの会員登録システムにより登録手続きを行ってください。

② 公認審判員資格検定会について

- ・ 例年、年に2～3回検定会を実施しています。県協会ホームページに要項を掲載しています。
- ・ 審判員資格の有効期間は、2級・3級は3年間、1級は5年間です。有効期間の最終年目に、更新対象となる人に対して県協会より更新の案内を送付しています。
- ・ 検定会の申込については、競技規則集の注文や資料の準備の都合がありますので、申込期限を守って申し込んでください。
- ・ 審判員資格は、会員登録を毎年しないと切れてしまいます。資格を保持し続けた人は、毎年忘れずに会員登録を行ってください。
- ・ 審判員資格は講習会開催後・更新期限締め切り後すぐに申請しています。
「新規申請・更新申請後2か月経っても審判手帳が届いていない」というようなことがあった場合は、必ず競技審判部に連絡してください。申請・受領は自己責任で確認をお願いします。
- ・ 住所を変更した場合は、事務局に連絡をお願いします。